令和２年６月１1日

　飲食店・食料品等販売事業者の皆様へ

西脇商工会議所

　　　飲食店等で使用できる割引クーポン「にしわき飲食応援食うポン」

事業の実施及び参加店舗の募集について（ご案内）

　当所では、西脇市観光協会と連携し、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多大な影響を受けている飲食店・食料品等販売事業者を下支えするため、西脇市の補助金を活用し、対象店舗で飲食サービスや商品の購入に利用できる割引クーポンを発行いたします。

　つきましては、割引クーポンが使用できる店舗を募集いたしますので、参加を希望される方は、別紙に必要事項を記入し、送付いただきますようお願いします。

記

１　実施内容

1. 割引クーポンの名称

「にしわき飲食応援食うポン」

　⑵　配布枚数

500円券×２枚（1,000円分）

※ 500円券１枚につき購入額 1,000円以上の利用を条件とするクーポン券

　⑶　配布方法

　　　市内全世帯（15,650世帯）に割引クーポン付き参加店舗紹介チラシを配布

　　　※「広報にしわき８月号」と同時配布

　⑷　使用期間

　　　令和２年８月１日（土）～９月３０日（水）（２か月間）

２　参加方法

別紙の応募用紙に必要事項を記入し、下記までＦＡＸ又は郵送にて申込下さい。

≪申込先≫

　西脇商工会議所　〒677-0015　西脇市西脇 990

　TEL 0795-22-3901／FAX 0795-22-8739／Eﾒｰﾙ n\_yamaguchi@hesocci.or.jp

　※参加に当たっては、次の「３　参加要件」を必ずご確認ください。

３　参加要件

⑴　参加対象店舗（使用対象店舗）

　①　市内に店舗を有する飲食店・喫茶店

　　　※保健所の「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ている店舗。

ただし、日本フードサービス協会加盟店は除く。

　②　市内に店舗を有する飲食料品を専門に販売する店

　　　※原則、日本標準産業分類「飲食料品小売業」に属する店舗。

ただし、スーパー・コンビニエンスストアは除く。

1. 申込期間

～令和２年６月25日（木）まで

　　※６月25日以降も申込みを受付しますが、配布チラシに店舗名等の情報を掲載できない可能性がありますので、御了承ください。

４　割引クーポンの取扱いに当たっての厳守事項

1. 割引クーポンは食事券・飲食料品の購入券としてのみ利用可能です。
2. １回の会計に1枚までの利用となっています。
3. １回 1,000円以上の利用で１枚（500円分）の割引クーポンを受け取ってください。（１回 1,000円以下の利用での受け取りはしないでください。）
4. 使用期間（９月30日）を過ぎた割引クーポンは、無効となるので受け取らないでください。
5. 割引クーポンの売買、譲渡、再利用はできません。
6. 消費者が使用した割引クーポンについては、必ず確認してください。色合いが違うなど偽造されたものと判別できる場合には、受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察及び西脇商工会議所に通報してください。
7. 偽造・再使用された割引クーポン、使用期間終了後に受け取った割引クーポンの換金はできません。またその損失について西脇商工会議所は責任を負いかねますのでご注意ください。

５　換金について

1. 換金場所：西脇商工会議所（西脇市西脇 990　西脇経済センタービル４階）
2. 換金日（予定）：８月20日（木）、９月10日（木）、９月23日（水）、
　　　　　　　　10月20日（火）　いずれも１０時～１６時まで
3. 持参物：使用済の割引クーポン（裏面に店舗名等を押印のこと。）
4. 支払方法：兵庫県信用組合西脇支店の小切手にてお支払いいたします。
5. 手数料：無料

【お問合せ】

　　　西脇商工会議所　担当：山口・釜坂

TEL０７９５－２２－３９０１